

平成19年10月

お客様各位

特種製紙株式会社
品質保証センター

弊社製品に関するお知らせとお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年5月21日に、日本製紙連合会より、「食品に接触する事を意図した紙・板紙の自主基準」が作成され、同年10月1日より施行されます。

この自主基準により、食品に直接接触する用途の紙・板紙について、一定の基準が設けられました。

弊社では従来より、MSDS、衛生試験成績書等で弊社製品に関する情報を提供させていただいておりますが、お客様に弊社製品をより安心してご使用いただくために、染料に関する詳細な情報を提供させていただくことにいたしました。

食品に直接接触する用途に紙をお使いいただく場合、食品衛生法において、蛍光染料の使用は禁じられています。

また、一般染料につきましても、その使用は同法によって制限されており、指定された着色料以外は使用できないことになっております。

耐油紙を除く、弊社製造の全製品は、食品に直接接触する用途を想定した製品設計をしておらず、食品衛生法上、使用が禁止されている蛍光染料および一般染料を含有する可能性がございます。

つきましては、万が一食品に直接接触する用途に弊社製品（耐油紙を除く）をお使いいただいている場合は、早急にご使用を中止していただきますよう、お願い申し上げます。なお、食品に直接接触しない用途でご使用いただいている場合には、食品衛生法上全く問題ございませんので、ご安心ください。

弊社製品について、食品衛生法に適合するかどうかを証明する書面が必要な場合には、衛生試験成績書を発行いたしますので、弊社代理店までお問い合わせ下さい。

今後とも弊社製品を引き続きご愛顧いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具